

各 (特別管理)産業廃棄物処理業者 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について(通知)

本県の産業廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を
を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推
進課長から、別添のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令を改正し、
平成 29 年 10 月 1 日から施行する旨の通知がありましたので、お知らせします。

なお、改正の概要は、下記のとおりです。

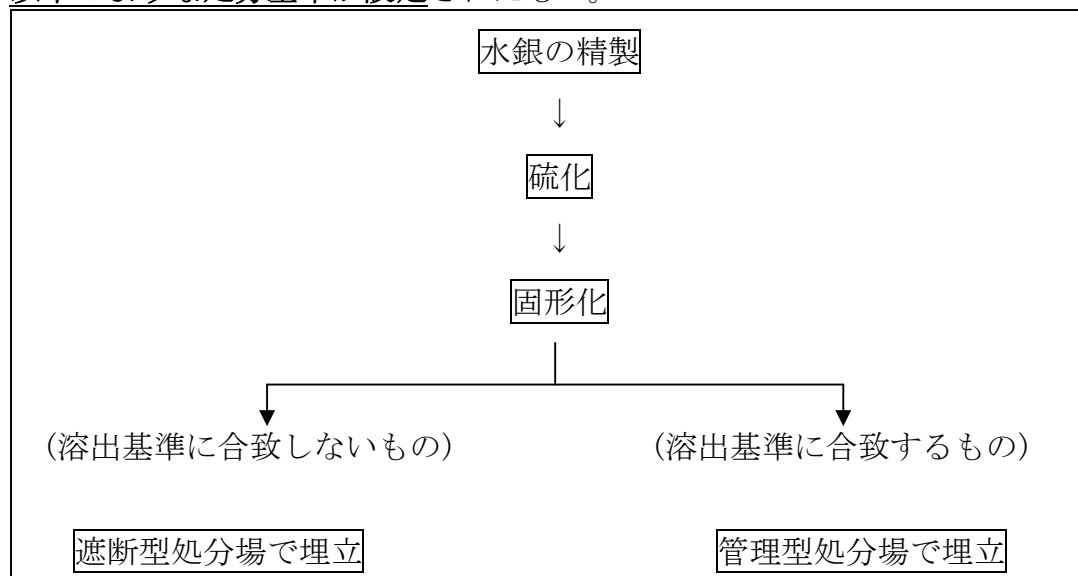
記

1 今回の改正の概要

(特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物に関する共通部分)

- (1) 「特別管理一般廃棄物である廃水銀」「特別管理産業廃棄物である廃水銀等」
の処分基準の設定

以下のような処分基準が設定されたもの。

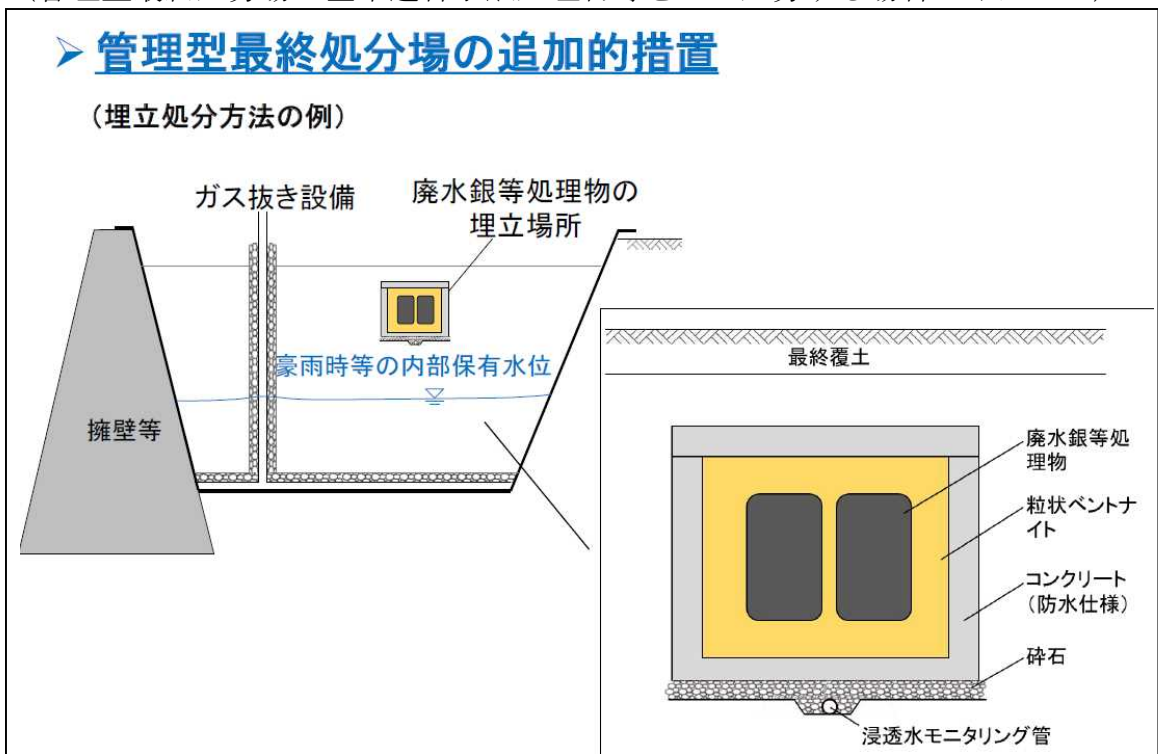


(2) 「特別管理一般廃棄物である廃水銀」「特別管理産業廃棄物である廃水銀等」を硫化・固化した処理物(※ 溶出基準に適合するものに限る)を管理型処分場で埋立処分する場合に必要な措置の追加

溶出基準に適合した廃水銀等の処理物を管理型処分場で埋立処分する場合に必要な措置を以下のとおり定めるもの。

- ① 一定の場所において、分散しないように埋立処分を行うこと。
- ② 埋め立てる「基準適合水銀処理物」(※ 特別管理一般廃棄物である廃水銀を処理した物のうち、溶出基準を満たしたものの呼称。以下同じ。)及び「基準適合廃水銀等処理物」(※ 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処理した物のうち、溶出基準を満たしたものの呼称。以下同じ。)が、その他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。
- ③ 埋め立てる「基準適合水銀処理物等」(※ ②の「基準適合水銀処理物」と「基準適合廃水銀等処理物」をあわせた名称。以下、同じ)に雨水が浸入しないように必要な措置を講じること。

(管理型最終処分場で基準適合水銀処理物等を埋立処分する場合のイメージ)



(3) 最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

基準適合水銀処理物等を埋め立てた最終処分場について、以下の基準を新たに設けるもの。

【維持管理基準】

「埋め立てた基準適合水銀処理物等についての記録」
「埋立位置を示す図面」を最終処分場の廃止までの間、保存すること。

【廃止基準】

埋め立てた基準適合水銀処理物等に雨水が浸入しないように必要な措置を講じること。

(4) 最終処分場における埋立後の状況の把握

基準適合水銀処理物等を埋め立てた最終処分場の埋立後の状況を把握するため、所用の改正を行ったもの。

① 埋め立てた廃棄物に基準適合水銀処理物等が含まれる場合は、埋立終了届出及び廃止の確認申請の際に、その旨を記載するとともに、基準適合水銀処理物等が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。

② 都道府県知事が備える指定区域台帳に、地下にある廃棄物が基準適合水銀処理物等を含む場合は、当該基準適合水銀処理物の数量を記載するとともに、埋め立てられている位置を示す図面を備えること。

③ 指定区域内で土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が基準適合水銀処理物等を含む場合は、届出書にその旨を記載し、当該基準適合水銀処理物の位置を示す図面等を添付すること。

また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないように必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の命令を命じることができるものとする。

2 今回の改正の概要(特別管理産業廃棄物に関する部分)

(1) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設の追加

特別管理産業廃棄物を排出する特定施設を、以下のとおり変更する。

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品に封入されたものを除く)		
1. 水銀若しくは水銀化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設	6. 大学及びその附属試験研究機関	9. 保健所
2. 水銀使用製品の製造の用に供する施設	7. 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所	10. 検疫所
3. 灯台の回転装置が備え付けられた施設	8. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	11. 動物検疫所
4. 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く)を有する施設		12. 植物防疫所
5. 国又は地方公共団体の試験研究機関		13. 家畜保健衛生所
		14. 検査業に属する施設
		15. 商品検査業に属する施設
		16. 臨床検査業に属する施設
		17. 犯罪鑑識施設
②水銀若しくは水銀化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀		

(2) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

上記(1)の廃水銀等の硫化施設について、廃棄物処理法施行令7条で定める産業廃棄物処理施設(許可施設)として追加するとともに、生活環境影響調査等の告示縦覧や関係市町村長の意見聴取等の手続きを要する令7条の2の産業廃棄物処理施設に指定することにするもの。

また、これに伴って、廃水銀等の硫化施設に対する個別の技術上の基準・維持管理の技術上の基準が設定されたもの。

(3) 廃水銀等の硫化施設の設置許可申請書等に関する事項の追加

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項に、「廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法」を記入する欄を追加するもの。

また、変更にあたり都道府県知事への届出が必要な項目に、「廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法」を追加するもの。

(4) 廃水銀等の硫化施設の維持管理に関する事項の設定

廃水銀等の硫化施設を稼働させるにあたり、公表すべき維持管理の状況に関する情報として「処分した廃水銀等の各月ごとの数量」を定めるもの。

また、維持管理に関して記録する事項として、「処分した廃水銀等の各月ごとの数量」を定めるもの。

(5) 廃水銀等の処分を行う場合の許可の基準の設定

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の中間処理(硫化・固形化)を業として行う場合の許可の基準に

「① 当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設を有すること」

「② 処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を有すること」を設定するもの。

(6) 廃水銀等の中間処理業を営む場合の優良認定の基準の追加

廃水銀等の硫化施設を設置している特別管理産業廃棄物処分業者が、優良認定を受けるための条件として「直前 3 年間の廃水銀等の硫化施設について、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を公表する」を設定するもの。

(7) 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加

含まれている水銀又はその化合物の割合の高いものについては、あらかじめ、環境大臣が定める方法(※)により水銀を回収すること。

※ 環境大臣が定める方法は、以下のとおり

【特別管理産業廃棄物である廃水銀等】

・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

・ その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

▶ **水銀回収義務付け対象**

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^注)を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^注)を1,000mg/L以上含有するもの

* 水銀含有ばいじん等、及び特別管理産業廃棄物両方について、上記の条件に該当するものは、水銀回収の義務の対象となる

(8) 特別管理一般廃棄物の処理を業として行うことができる者の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集運搬業者は、特別管理一般廃棄物である廃水銀等の収集運搬を行うことができるものとする。

また、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分業者は、特別管理一般廃棄物である廃水銀等の処分を行うことができるものとする。

これに伴って、特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等については、当該廃棄物以外の物が混入するおそれがない場合は、区分せずに収集・運搬・積替保管を行うことができるものとする。

3 今回の改正の概要(水銀使用製品産業廃棄物に関する部分)

(1) 「水銀使用製品産業廃棄物」の区分の設定

産業廃棄物の区分(※ 種類ではありません)に、「水銀使用製品産業廃棄物」を新たに追加するもの。

① 水銀使用製品産業廃棄物

排出事業者が、目視等により水銀を使用する製品であるかどうかを判定できる製品が、産業廃棄物になったもの。

(※ 水銀電池や水銀を含む蛍光灯等。具体的な品目については、別添資料「水銀使用製品産業廃棄物の判別方法」を御覧ください。なお、別添資料は、以下の URL の「水銀廃棄物ガイドライン」を抜粋したものです。)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

(2) 水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合の基準の設定

水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合に、新たに以下の2つの基準が設定されたもの。

① 破砕することのないように収集運搬すること。

(※ 収集運搬中に破断のおそれのあるパッカー車やプレスパッカー車への投入禁止)

② 水銀使用製品産業廃棄物が、その他の物と混合しないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講じること(積替・保管時も同様)。

(3) 水銀使用製品産業廃棄物の処分基準の設定

水銀使用製品産業廃棄物の処分を行う場合の基準が新たに設定されたもの。

① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。

② ガラス製温度計等、液体状の金属水銀を含むもの等(※ 別添資料「水銀回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物」参照)については、あらかじめ、環境大臣が定める方法(※)により水銀を回収すること。

※ 環境大臣が定める方法は、以下のとおり

【水銀使用製品産業廃棄物】

・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

・ 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

(※ 後述の水銀含有ばいじん等と違い、加熱を行わずに回収することも認められている。)

③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(4) 水銀使用製品産業廃棄物に係る安定型埋立処分の禁止

水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物から除外し、安定型産業廃棄物処分場での埋立てを禁止する。

(5) 水銀使用製品産業廃棄物に係る保管基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、水銀使用産業廃棄物を一時的に保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(※ 後述の「水銀含有ばいじん等」については、この規定は適用されない。)

(6) 水銀使用製品産業廃棄物に係る情報の伝達

平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う排出事業者・産業廃棄物処理業者は、以下のとおり表示を行うこと。

(※ 許可証の書換え等の方法については、別途、通知します。)

情報媒体	必要な記載事項
<u>業の許可証</u>	<u>取り扱う産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合、許可証の書換えを行うまでは、業の範囲に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれています。平成 29 年 10 月 1 日以降に新たに許可証を書き換える際に、「水銀使用製品産業廃棄物」を含むかどうかを選択します。)
<u>委託契約書</u>	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に委託契約書を締結している場合、改めて契約変更等を行う必要はありません。)
<u>マニフェスト</u>	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていること。また、その数量を記載すること。</u>
<u>廃棄物保管場所の 掲示板</u>	<u>水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、保管する産業廃棄物の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること。</u>
<u>関連する帳簿</u>	「水銀使用製品産業廃棄物」に関する事項を記載すること。

4 今回の改正の概要(水銀含有ばいじん等に関する部分)

(1) 「水銀含有ばいじん等」の区分の設定

産業廃棄物の区分(※ 種類ではありません)に、「水銀含有ばいじん等」を新たに追加するもの。

① 水銀含有ばいじん等

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリのうち、一定以上の水銀を含有するもの(※ 特別管理産業廃棄物であるものを除く)。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

* 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは、「水銀含有ばいじん等」には該当しない

(2) 水銀含有ばいじん等の処分基準の設定

水銀含有ばいじん等の処分を行う場合の基準が新たに設定されたもの。

① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講じること。

② 含まれている水銀又はその化合物の割合の高いものについては、あらかじめ、環境大臣が定める方法(※)により水銀を回収すること。

※ 環境大臣が定める方法は、以下のとおり

【水銀含有ばいじん等】

- ・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ・ その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

▶ 水銀回収義務付け対象

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

* 水銀含有ばいじん等、及び特別管理産業廃棄物両方について、上記の条件に該当するものは、水銀回収の義務の対象となる

(3) 水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達

平成 29 年 10 月 1 日以降、水銀含有ばいじん等を取り扱う排出事業者・産業廃棄物処理業者は、以下のとおり表示を行うこと。

(※ 許可証の書換え等の方法については、別途、通知します。)

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	<u>取り扱う産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合、許可証の書換えを行うまでは、業の範囲に「水銀含有ばいじん等」が含まれています。平成 29 年 10 月 1 日以降に新たに許可証を書き換える際に、「水銀含有ばいじん等」を含むかどうかを選択します。)
委託契約書	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれていること。</u> (※ 平成 29 年 10 月 1 日時点で既に委託契約書を締結している場合、改めて契約変更等を行う必要はありません。)
マニフェスト	<u>委託する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれていること。また、その数量を記載すること。</u>
廃棄物保管場所の 掲示板	<u>水銀含有ばいじん等を保管する場合、保管する産業廃棄物の欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること。</u>
関連する帳簿	「水銀含有ばいじん等」に関する事項を記載すること。

5 連絡事項

(1) 許可証の書換え等の方法については、別途、お知らせします。